修善寺町外３町合併協議会幹事会規程

（趣旨）

第１条　この規程は、修善寺町外３町合併協議会規約第13条第２項の規定に基づき、修善寺町外３町合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する事項について、協議し、又は調整するものとする。

２　前項に定めるもののほか、幹事会は、修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町及び中伊豆町の合併に関し必要な事項を協議し、又は調整するものとする。

（組織）

第３条　幹事会は、協議会の事務局長及び別表に掲げる職にある者（以下「幹事」という。）をもって組織する。

（幹事長及び副幹事長）

第４条　幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

２　幹事長及び副幹事長は、幹事の互選によってこれを定める。

３　幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会を代表する。

４　副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　幹事会の会議は、幹事長が招集する。

２　会議は、幹事の２分の１以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

３　幹事長は、会議の議長となる。

（幹事以外の者の会議への出席）

第６条　幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を幹事会の会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

（専門部会及び分科会）

第７条　幹事会が協議会に提案する事項について、専門的に調査をし、協議案又は調整案を作成するため、幹事会に専門部会を置くことができる。

２　専門部会には、必要に応じて分科会を置くことができる。

（報告）

第８条　幹事長は、幹事会の協議の経過及び結果について、会長に報告するものとする。

（庶務）

第９条　幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（その他）

第10条　この規程に定めるもののほか、幹事会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成１５年１月２４日から施行する。

別表（第３条関係）

修善寺町	土肥町	天城湯ヶ島町	中伊豆町
助役 総務課長	助役 総務課長	助役 総務課長	助役 総務課長